

函南町農業振興地域整備計画変更理由書

令和8年5月29日
函南町

1. 農業振興地域整備計画の変更理由

経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたため、法第13条第1項に基づき農業振興地域整備計画を変更する。

【具体的な理由】※²

今回の農用地利用計画の変更(随時変更)は、一戸建専用住宅(農家等の分家住宅)の建築計画の申請があり、周辺農地への影響は軽微であり函南町農業振興地域整備計画の達成に支障が生じないと判断されるため、農用地区域から除外し、函南町農業振興地域整備計画を変更するものである。

なお、今回の変更については、函南町農業振興地域整備促進協議会の同意が得られている。また、函南町農業委員会、富士伊豆農業協同組合、函南東部農業協同組合には変更について異議ない旨協議済みである。

※1 以下のうち該当するものを記入（複数の場合あり）。

- ・ 静岡県農業振興地域整備基本方針の変更
- ・ 農業振興地域の区域の変更
- ・ 基礎調査の結果
- ・ 経済事情の変動その他情勢の推移

※2 基礎調査の結果、経済事情の変動その他情勢の推移による変更の場合に記載。

- ・ 基礎調査の結果：農業生産の動向と目標、農業生産基盤の現状、農用地等の保全及び利用の状況、農業近代化施設整備の現状、農業就業者の育成・確保の現状等の分析を踏まえ、当該農業振興地域の計画的かつ総合的な整備を図る観点から、農業生産基盤、農業近代化施設の整備等について変更の必要が生じたと判断する具体的な理由。
- ・ 経済事情の変動その他情勢の推移：既に農用地区域に設定されている土地が法第10条第4項の規定に該当することとなった場合のほか、農業技術の進展等に応じた生産方式の変更、当該市町における工業化、鉄道の乗降場、高速自動車国道等のインターチェンジの設置等による都市化の進展、既に山林原野化し農地に該当しないと判断された場合等、情勢が推移したと判断する具体的な理由。

2. 農用地利用計画の変更理由

整理 番号	地区 記号 区域 番号	土地の所在地		変更区分 (除外・編 入・用途変 更)	変更理由	法令根拠
		大字・字	地番			
1	1	上沢字 田中	111 番の 一部	除外	一戸建専用住宅(分家住 宅)建設のため農用地区域から 除外	法第13条第 2項